

[別紙1] システム処理対象外申告等一覧表

システムを使用して行うことができない輸入申告等は、下表のとおりである。

なお、石油製品等移出（総保出）輸入申告のシステム処理対象外は税関手続関連（共通編）-共通手続-第2章第11節（移出輸入申告及び総保出輸入申告（原料課税扱い）手続）を参照。

×：システムを使用して行うことができない輸入申告等                      ー：該当業務でないもの  
 ○：システムを使用して行うことができる輸入申告等

	システム処理対象外の条件	輸入申告（BPを含む。）	蔵・移・総保入承認申請	展示等申告	蔵・移・総保出輸入申告	特例委託輸入（引取）申告 輸入（引取）申告・ 特例委託輸入（引取・特例）申告	輸入（引取・特例）申告・ 特例委託輸入（引取・特例）申告	蔵出輸入（引取・特例申告）	特例委託特例申告	関税等更正請求 修正申告・ 特例申告・ 特例申告	石油石炭税納税申告	備考
1	1 件の申告につき欄数が 99 欄を超える場合。	×	×	×	×	×	×	×	×	×	○	石油石炭税納税申告の場合は、1 件の申告につき 300 欄まで可能である。
2	1 件の申告につき内国消費税の受入科目が 6 科目を超える場合。	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	
3	「価格」欄（修正申告の場合は「税額」欄）の価格が邦貨換算した結果が 10 兆円以上又は小数点以下を含めて 13 桁を超える場合。	×	×	×	×	×	×	×	×	×	ー	
4	関税額及び内国消費税等税額が 1 1 桁を越える場合。	×	×	×	×	○	×	×	×	×	×	
5	「数量」欄（石油石炭税納税申告及び修正申告の場合は「課税標準数量」欄又は「数量」欄）の数量が小数点以下を含めて 12 桁	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	

	システム処理対象外の条件	輸入申告(BPを含む。)	蔵・移・総保入承認申請	展示等申告	蔵・移・総保出輸入申告	特例委託輸入(引取)申告	輸入(引取)申告・特例委託輸入(引取・特例)申告	蔵出輸入(引取・特例申告)	特例委託特例申告	関税等更正請求 特例申告・ 修正申告・	石油石炭税納税申告	備考
	を超える場合又は1億トン若しくは1億キロリットル以上の場合。 ただし、豚肉等差額関税を適用するものについては1,000トンを超える場合。											
6	1件の申告につき、コンテナ扱い本数が999本を越える場合。	×	×	×	—	×	×	—	—	—	—	
7	関税暫定措置法第7条の4(課税価格が発動基準価格を下回った場合の特別緊急関税)が適用される場合。	×	○	○	×	×	×	×	×	×	—	
8	輸入(納税)申告書(税関様式C第5020号、税関様式C第5025号-1及び税関様式C第5025号-2)以外の様式により輸入申告を行う必要がある場合。 (税関手続関連(共通編)-共通手続-第2章第2節(汎用申請関係手続)により汎用申請で行う場合を除	×	×	×	×	×	×	×	×	—	—	(例) ・ 輸出入貨物の容器輸出入(納税)申告書(税関様式C第5220号)による輸入申告 ・ 輸入(譲受)申告書(税関様式F第1250号)による申告等 ・ ATA条約に基づく通関手帳による輸入申告

	システム処理対象外の条件	輸入申告(BPを含む。)	蔵・移・総保入承認申請	展示等申告	蔵・移・総保出輸入申告	特例委託輸入(引取)申告	輸入(引取)申告・特例委託輸入(引取・特例)申告	輸入(引取・特例)申告・特例委託輸入(引取・特例)申告	蔵出輸入(引取・特例申告)	特例委託特例申告	関税等更正請求 修正申告・特例申告	石油石炭税納税申告	備考
	く。)												
9	JASTPROコード、税関発給コード又は法人番号を有しない輸入者に係る申告の場合。	○	○	○	○	×※	×※	×	×※	○	×	※ 特例委託輸入(引取)申告、特例委託輸入(引取・特例)申告及び特例委託特例申告の場合は可能である。	
10	本船、ふ中扱いに係る輸入申告等の場合。	○	×	×	×	○	○	×	○	—	—		
11	関税法第7条の4(期限後特例申告)に規定する期限後特例申告、国税通則法第18条(期限後申告)に規定する期限後申告又はその申告に係る修正申告の場合。	—	—	—	—	—	—	—	×	×	×		
12	書面による輸入(引取)申告又は特例委託輸入(引取)申告(システムで申告された後、手作業移行された申告を含む。)に係る特例申告又は特例委託特例申告の場合。	—	—	—	—	—	—	—	×	—	—		
13	酒税法第2条(酒類の定義及び種類)に規定する粉末酒に係る申告等の場合。	×	×	×	×	×	×	×	×	×	—		

	システム処理対象外の条件	輸入申告(BPを含む。)	蔵・移・総保入承認申請	展示等申告	蔵・移・総保出輸入申告	特例委託輸入(引取)申告	輸入(引取)申告・特例委託輸入(引取・特例)申告	輸入(引取・特例)申告・特例委託輸入(引取・特例)申告	蔵出輸入(引取・特例申告)	特例委託特例申告	関税等更正請求 修正申告・ 特例申告・ 特例申告	石油石炭税納税申告	備考
14	経済連携協定に基づく関税割当制度に関する政令別表第1に掲げるもののうち、含まれる乾燥状態における砂糖の重量により税額が決まる物品(1702.30-210、1702.40-210及び1702.60-210)を輸入申告等する場合。	×	×	×	×	×	×	×	×	×	○	—	
15	関税法基本通達73-3-2(1)ニ(輸入許可前引取りの承認の基準)に規定するBP承認申請の場合。	×	—	—	×	×	×	×	×	×	—	—	
16	関税法第6条の2(税額の決定方式)に規定する賦課課税方式が適用される貨物に係るBP承認申請の場合。	×	—	—	×	×	×	×	×	×	—	—	
17	関税法第12条(延滞税)に規定する延滞税を免除する申告の場合。	×	—	—	×	×	×	×	×	×	—	×	
18	関税定率法第3条の2(入国者の輸入貨物に対する簡易税率)に規定する簡易税率	×	×	×	×	×	×	×	×	×	○	—	

	システム処理対象外の条件	輸入申告（B Pを含む。）	蔵・移・総保入承認申請	展示等申告	蔵・移・総保出輸入申告	特例委託輸入（引取）申告 輸入（引取）申告・ 特例委託輸入（引取）申告	輸入（引取・特例）申告・ 特例委託輸入（引取・特例）申告	蔵出輸入（引取・特例申告）	特例委託特例申告	関税等更正請求 修正申告・ 特例申告・	石油石炭税納税申告	備考
	を適用する輸入申告等の場合。											
19	保税地域が製造場である場合の酒税に係る申告の場合。	×	—	—	×	×	×	×	×	×	—	酒税に係る申告については税務署に対して行うためシステムを使用することができないが、酒税以外の税科目についてはシステムを使用して申告等を行うことが可能である。 ただし、関税率が従量税の場合を除く。
20	再輸入品で 500 トン以上の船舶に係る申告等の場合。	×	×	×	×	×	×	×	×	—	—	
21	同一保税地域コードに、複数の都道府県にまたがる保税蔵置場が登録されている場合において、システムに登録されている都道府県以外に所在する保税蔵置場で通関する場合。	×	○	○	×	×	×	×	×	—	—	
22	緊急関税の課税対象となる貨物に係る輸入申告等の場合。	○	○	○	○	×	×	×	×	—	—	

	システム処理対象外の条件	輸入申告（B Pを含む。）	蔵・移・総保入承認申請	展示等申告	蔵・移・総保出輸入申告	特例委託輸入（引取）申告 輸入（引取）申告・ 特例委託輸入（引取・特例）申告	輸入（引取・特例）申告・ 特例委託輸入（引取・特例）申告	蔵出輸入（引取・特例申告）	特例委託特例申告	関税等更正請求 修正申告・ 特例申告・	石油石炭税納税申告	備考
23	「石油製品等移出（総保出）輸入申告」業務（業務コード：MWC）による修正申告及び関税等更正請求の場合。	—	—	—	—	—	—	—	—	×	—	
24	税額、増加税額及び増加税額合計が11桁を超える修正申告の場合。	—	—	—	—	—	—	—	—	×	—	
25	税額、減少税額及び減少税額合計が11桁を超える関税等更正請求の場合。	—	—	—	—	—	—	—	—	×	—	
26	輸入（引取）申告又は特例委託輸入（引取）申告時に統計計上対象外で許可となった申告について、特例申告又は特例委託特例申告時に統計計上対象へ変更になった場合。	—	—	—	—	—	—	—	×	—	—	
27	その他税関長がシステムを使用して処理することが不相当と認める輸入申告等の場合。	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	